

## 旗の台四丁目8番・12番街区における防災まちづくりについて

旗の台四丁目8番および12番街区の一部地区では、終戦直後に木造2階建ての長屋が建設され、築後70年以上が経過し老朽化が進み、防災上様々な課題がある。

今回、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」（以下、密集法）に基づく防災街区整備推進機構の指定を行い、課題解消に向けた密集事業の検討等を行っていく。

### ■地区概要

所在地：旗の台四丁目8番・12番の一部

面積：約1,000㎡

建物棟数：47戸（権利者70名）

建物構造：6列の長屋構造



### ■これまでの取り組み

- ・平成元年度密集住宅市街地整備促進事業、平成25年度不燃化特区支援事業を導入
- ・平成26年度より事業推進業務委託を行い、説明会や個別ヒアリング等を実施

### ■新たな取り組み

- ・一般財団法人首都圏不燃建築公社の申請により、令和5年8月23日付にて同法人を密集法第300条に基づき防災街区整備推進機構に指定

<主な業務内容>

- ・住民、地権者等の意向調査、相談、支援
- ・事業手法の検討、提案、調整
- ・土地の取得、管理

